

## 【取扱い厳重注意】

平成23年12月5日

## 聴取結果書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局

局員 松本 朗

平成23年11月9日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりである。

## 記

## 第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

## 1 被聴取者

東京電力福島第一原子力発電所防災安全部長兼福島第一原子力発電所（安全担当）  
（元福島第一原子力発電所防災安全部防災安全グループマネージャー）阿部孝則

## 2 聴取日時

平成23年11月9日午後4時12分から同日午後8時54分まで  
（休憩あり。午後4時56分から午後5時12分まで  
午後6時37分から午後6時52分まで  
午後7時51分から午後8時2分まで）

## 3 聴取場所

福島県双葉郡楢葉町大字山田岡字美シ森8番  
JビレッジJFAアカデミー福島男子寮ミーティングルームB

## 4 聴取者

松本朗、奥澤絃子

## 5 ICレコーダーによる録音の有無等

あり

なし

## 第2 聴取内容

事故時の状況及びその対応について  
別紙のとおり

## 第3 特記事項

特になし。

以上

## 【取扱い厳重注意】

### 別紙

今回、以前のヒアリングに補足しながら、消防車による原子炉への注水やアクシデントマネジメント対策等について、説明する。

#### 【消防車の状況把握等】

- 消防車を使って原子炉に注水するという話が出たことは覚えているのだが、誰から、いつ、どのような形で指示が出されたかについては、よく覚えていない。
- 消防車については、地震発生後、防災安全グループの[ ]を通じて、南明の従業員の安否確認と共に、南明興産株式会社（以下「南明」という。）が使用していた消防車の状況についても確認したように思う。この時、南明の消防車1台は正門付近の車庫にあって使用可能であることを確認した。[ ]は、南明社員と直接連絡をとるなどして、安否確認を行うとともに、消防車の状況を確認してくれたのだと思う。  
その後、11日中に、南明のもう1台の消防車については、訓練を行っていた南明の社員が、5、6号機付近に消防車を置いてきたため、使えるかどうか不明だという情報が入ったように記憶している。
- 他方で、日本原子力防護システム株式会社（以下「原防」という。）の消防車1台については、原防の安否確認を防護管理グループが行っていたことから、防災安全グループの自分は、原防の消防車の状況をすぐには把握していなかった。  
その後、私が自分で確認したのか、[ ]を通じて確認したのかまではよく覚えていないが、原防や防護管理グループ、現場から戻ってきた本部の復旧班員などに確認したところ、原防は、[ ]付近に消防車を置いて逃げてきた後に津波が到達したとのことで、原防の消防車は津波で流された可能性があり、所在不明だということを確認したように思う。
- このようにして私は、11日夜から12日未明にかけて、所内の消防車の状況を順次把握していったように記憶している。

#### 【消防車による注水がなされるまでの状況】

- 12日未明になり、1号機のD/D F Pが止まったことから、消防車で注水するしかないという話になった。
- 消防車の操作については、南明又は原防の者しか操作することができず、東京電力の社員は消防車の運転操作をすることができないので、消防車で原子炉に注水するとなると、消防車の操作を南明に要請しなければならなかった。しかも、東電と南明との委託業務契約における業務の内容に原子炉への注水業務は含まれていなかったことから、南明には委託業務外の作業をやってくれるようお願いしなければならなかった。  
そして、このような依頼は、消防車を巡る南明との委託業務契約を所掌していた防災安全部の者がやるしかないだろうと思っていたところ、[ ]から、消防車

## 【取扱い嚴重注意】

による原子炉への注水作業をやってくれるよう南明に頼んでくれと指示された。

そこで、私は、12日の未明に、免震重要棟の廊下で待機していた南明に対し、1号機タービン建屋にある送水口を確認し、消防ホースをつないで、原子炉に注水する作業をやってほしいと頼んだ。私がこのように頼んだ相手は、南明の[ ]所長であったように思う。

このような消防車による注水作業を南明に依頼したのは、このときが最初で、それ以前に、消防車による注水作業の話をも南明にしたことはなかった。

また、具体的な時期は覚えていないが、建築グループの社員が送水口の位置を知っているという話を誰かとしたことは覚えており、送水口の位置を知っていた建築グループの[ ]と南明の社員と一緒に1号機の近くまで行き、送水口を見つけて、消防車から消防ホースをつないで送水を行ったように記憶している。

南明の社員と[ ]は、現場の線量が高くなったので、免震重要棟に戻ってきた。

このとき、南明の社員や[ ]が放射線で汚染されていたことから、その後、

[ ] 自衛消防隊の[ ]隊長が、自衛消防隊員も現場に行くから南明の社員も一緒に現場へ行って消防車を操作してほしいと南明に頼んでくれた。その結果、南明の社員が現場で作業する際には、自衛消防隊の隊員や、その他の東電社員が同行することとなった。

私は、当時、送水口の位置を検討したことはなく、発電班が図面を探していたように記憶している。

- 12日午後の1号機爆発の後、同日[ ]には、消防車による注水作業を再開していたように記憶している。
- 13日朝方、特に私から指示したわけではなかったが、南明社員が、自発的に、5、6号機側に置いてきた消防車を確認しに行ったところ、この消防車が津波の影響を受けておらず使用できることが分かった。そこで、この消防車を、1号機から4号機側の海側に移動させることとなった。

今考えると、もっと早い時期に、この5、6号機側に置いてきた消防車が使用可能であるかどうかを確認すればよかったと思うが、自分は、当時、この消防車の存在を忘れていた[ ]

- 原子炉への注水開始以降、消防車への燃料補給は[ ]が担当していた。  
地震直後の3日間は、タンクローリーに軽油があったので、防災安全部の社員が同行して、タンクローリーの運転手と共に消防車に補給していた。途中、人手が足りなかった際、[ ]が南明と一緒に燃料補給に行っていたということを、私は後から知った。

なお、15日以降、自衛消防隊も含めて交代で燃料補給を行った。

## 【事前の想定等について】

- 福島第一原発では、アクシデントマネジメント策の整備を技術総括部技術グルー

【取扱い厳重注意】

プが行い、防災訓練計画の策定を防災安全部が行っている。

- 「消防車を用いた原子炉への注水」をアクシデントマネジメント策に盛り込んだり、防災訓練に取り込んだりしたことは、これまでなかった。

今考えると、アクシデントマネジメント整備報告書を平成14年にまとめた段階で、十分な AM 対策がなされたと考えてしまい、中越沖地震の教訓を踏まえて平成22年6月に消火系につながる連結送水口を増設したものの、消防車から送水口に送水して原子炉へ注水するといったところまで考えが及ばなかった。

- 防災訓練では、消火栓から放水する訓練は行いが、  
訓練の際、南明が消防車からの放水を行い、自衛消防隊は消火栓から援護放水を行っている。

また、地震による電源喪失に併せて火災の発生も起こるような、複合的な状況を想定し始めてはいたものの、今回のように、同時に複数のプラントで全交流電源喪失という事態になることまでは想定したことがなかったし、かかる想定を基にした訓練も実施していなかった。

- 当社の防火管理マニュアルでは、化学消防自動車操作及び水槽付消防ポンプ自動車操作は、それぞれ、委託を受けた南明及び原防が行うと明文化されており、東電の社員はかかる消防車の操作をすることができなくてもよいこととなっていた。それゆえ、自衛消防隊員をはじめとする東電の職員は、「消防車の操作は自分たちの仕事ではない。」と思っていた。

- 平成22年に行った公設消防との合同消火訓練では、5、6号機側は防火水槽からの放水、1号機から4号機側は消火栓からの放水を行った。

この時、1号機から4号機側では、防火水槽を使った消火訓練は行わなかった。

また、南明は日々訓練をしてはいるが、その際、防火水槽は使用していない。